

沼津市要介護被保険者等個人情報提供事務取扱要領

平成16年3月30日部長決裁

(趣旨)

第1 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）に対し、法第8条第1項に規定する居宅サービス、第14項に規定する地域密着型サービス、第24項に規定する居宅介護支援及び第26項に規定する施設サービス並びに法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス、第12項に規定する地域密着型介護予防サービス及び第16項に規定する介護予防支援（以下これらを「介護保険サービス」という。）が適切に行われるために、沼津市個人情報保護条例（平成12年条例第38号）第8条第1号の規定に基づき当該介護保険サービスの利用者並びに利用予定者（以下「本人」という。）に関する個人情報の外部提供を行う場合における事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(対象情報)

第2 提供する個人情報は、沼津市が保有する次に掲げる資料とする。ただし、(2)に掲げる資料については、主治医の同意がある場合（本人が既に死亡している場合を除く。）に限り提供できるものとし、(3)に掲げる資料については、第3(1)に掲げる者に限り提供できるものとする。

- (1) 認定調査票
- (2) 主治医意見書
- (3) 認定情報（審査会資料）

(対象者)

第3 個人情報の提供対象者は、個人情報の提供について本人の同意を得ている者（本人が既に死亡している場合を除く。）であって次に掲げる者とする。ただし、(2)から(8)までに掲げる者にあっては要介護被保険者等と介護保険サービスに係る契約を締結した者に限る。

- (1) 親族等（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人又は代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (2) 指定居宅介護支援事業者又は基準該当居宅介護支援を行う事業者
- (3) 指定居宅サービス事業者（特定施設入居者生活介護を行う者に限る。）
- (4) 指定地域密着型サービス事業者（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活

介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護を行う者又は地域密着型介護老人福祉施設を運営する者に限る。)

- (5) 介護保険施設を運営する者
 - (6) 指定介護予防支援事業者
 - (7) 指定介護予防サービス事業者（介護予防特定施設入居者生活介護を行う者に限る。）
 - (8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者（介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う者に限る。）
 - (9) 指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の一部を受託した指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者が当該居宅要支援被保険者と指定介護予防支援に係る契約を締結している場合に限る。）
- （申請）

第4 第3(1)に掲げる者が個人情報の提供を申請する場合は、要介護被保険者等個人情報提供申請書（親族等用）（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 第3(2)から(9)までに掲げる者が個人情報の提供を申請する場合は、要介護被保険者等個人情報提供申請書（居宅介護支援事業者等用）（第2号様式）を市長に提出するとともに、書面による本人の同意書又はその写しを添付しなければならない。

（提供方法）

第5 個人情報の提供は、介護保険課において、閲覧又は写しの交付の方法により行うものとする。ただし、写しの交付を郵送により行う場合は、当該郵送に要する実費は申請者が負担するものとする。

（主治医に対する情報提供）

第6 第3から第5までの規定にかかわらず、本人の主治医が介護保険サービスの提供に係る助言をする上で必要と判断した場合であって主治医意見書への付記により個人情報（要介護状態区分又は要支援状態区分、認定に係る有効期間及び法第27条第5項又は法第32条第4項に掲げる事項に係る認定審査会の意見に関するものに限る。）の提供を申請したときは、本人が主治医に対する当該個人情報の提供について、介護保険〔要介護・要支援〕認定・更新申請書又は介護保険要介護・要支援認定変更申請書に同意の署名をしている場合に限り、書面にて提供するものとする。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月31日市民福祉部長決裁）

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年6月16日市民福祉部長決裁）

この要領は、部長決裁の日から施行し、改正後の要領は平成18年4月1日から適用する。

付 則（平成19年10月11日市民福祉部長決裁）

この要領は、平成19年11月1日から適用する。

付 則（平成24年3月30日市民福祉部長決裁）

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日市民福祉部長決裁）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年1月26日市民福祉部長決裁）

この改正は、決裁の日から施行する。

付 則（平成28年3月 日市民福祉部長決裁）

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年12月24日市民福祉部長決裁）

この改正は、決裁の日から施行する。

付 則（令和3年2月24日市民福祉部長決裁）

この改正は、決裁の日から施行する。